

長崎県立大学安全保障輸出管理実施細則

(令和2年2月4日細則第4号)

改正 令和3年12月1日細則第35号

(目的)

第1条 この実施細則は、長崎県立大学安全保障輸出管理規程（令和2年規程20号。以下「規程」という。）第23条の規定に基づき、輸出管理業務を円滑かつ適切に実施することを目的とする。

(基本原則)

第2条 提供・輸出を行おうとする者は、規程第4条に掲げる基本方針に従い、次に掲げる事項に留意して輸出管理を行わなければならない。

- (1) 規程及びこの実施細則等に定める手順を確実に実施することにより、輸出管理の観点から適切な取引であることを確認すること
- (2) 外国為替及び外国貿易法等（以下、「外為法等」という）を十分に理解し、遵守すること
- (3) 申請書、報告書等のすべての文書は、事実に即して正確に記入すること
- (4) 自ら不都合な情報を隠ぺいすることなく、不明点又は疑義があれば、安易な自己判断をせず、直ちに輸出管理アドバイザー、輸出管理責任者又は輸出管理統括部署に相談すること

(適用除外)

第3条 技術の提供であって、次の各号のいずれかに該当する場合には、規程第10条から第14条までの手続を要しない。

- (1) 無償の経済協力等に関する二国間協定等に基づいた技術提供
- (2) 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する場合であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
 - イ 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
 - ウ 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
 - エ ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
 - オ 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手可能又は閲覧可能とすることを目的とする取引
 - カ 基礎科学分野の研究活動（自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであ

り、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。)において技術を提供する取引

- (3) 工業所有権(知的財産権)の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要最小限の技術を提供する取引
- (4) 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術であって、必要最小限のものを当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引
- (5) プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術であって、インストールや修理等のための必要最小限のもの取引
- (6) コンピュータや通信関連貨物の設計、製造又は使用に係る市販のプログラムに関する取引

2 貨物の輸出であって、外国出張等で本人が使用するために携帯し、持ち帰る市販のパソコンである場合には、規程第10条から第14条までの手続を要しない。

(相手先の確認)

第4条 提供・輸出を行おうとする者は、相手先の概要、研究内容、事業内容等に関して入手した情報により、「輸出管理チェックリスト」(別紙様式1-1)又は「輸出管理チェックリスト」(別紙様式1-2)を作成し、相手先に核兵器等の開発等及びその他の輸出管理上の懸念がないか確認する。

(用途確認)

第5条 提供・輸出を行おうとする者は、前条の確認を終えた後、相手先から入手した情報及び相手先との打合せ資料等により、引き続き「輸出管理チェックリスト」(別紙様式1-1)又は「輸出管理チェックリスト」(別紙様式1-2)により提供する技術又は輸出する貨物の用途について、確認する。

なお、記載を終えた「輸出管理チェックリスト」(別紙様式1-1、1-2)は、「取引審査票」(別紙様式2)に添付する必要があるため、提供・輸出を行おうとする者のもとで保管しておく。

(該非判定)

第6条 提供・輸出を行おうとする者は、第4条及び前条により「輸出管理チェックリスト」(別紙様式1-1、1-2)での確認を行い、「該非判定書(技術)」(別紙様式3-1)又は「該非判定書(貨物)」(別紙様式3-2)に必要事項を記入する。さらに、リスト規制技術・貨物に該当するか否かの判定を次に掲げる手順に従って、判定根拠を添付のうえ、輸出管理責任者へ提出する。

- (1) 判定は、最新の外為法等に基づいて行うものとする。外国為替令別表又は輸出貿易管理令別表第1に掲げられている品目の判定は、項目別対比表又はパラメータシート等を用いて行う。
- (2) 前号で得られた該非判定結果について、個別の技術又は貨物ごとに「該非判定書(技術)」(別紙様式3-1)又は「該非判定書(貨物)」(別紙様式3-2)を作成する。

ただし、同一の判定根拠及び判定理由で判定可能な場合には、一括して該非判定書を作成することができる。

- (3) 本学以外から調達等をした技術又は貨物の該非判定は、原則として調達先等から該非判定書又は必要な書類を入手し、判定すべき項目、根拠となる適切な判定資料、判定部門の適否、判定日等を確認し、「該非判定書（技術）」（別紙様式 3-1）又は「該非判定書（貨物）」（別紙様式 3-2）を作成する。ただし、調達先から該非判定書等を入手せずに判定が行うことが可能な場合には、前 2 号に準じて該非判定を行うことができる。
- 2 輸出管理責任者は、技術的に適切な判定がなされていること及び最新の外為法等に基づいて判定内容に誤りがないかを確認し、技術的に適切な判定がなされ、かつ誤りがない場合は、該非判定書を輸出管理統括部署へ回付する。
- 3 輸出管理統括部署は、該非判定書及び添付の判定根拠により、判定項番が適切であること及び最新の外為法等の規制内容等に関する解釈に誤りがないか確認する。なお、回付された該非判定書に疑義がある場合には、輸出管理責任者及び提供・輸出を行おうとする者と協議して、再度内容の確認を行う。
- 4 輸出管理統括部署は、該非判定書について、輸出管理統括責任者の決裁を得る。
- 5 決裁を得た該非判定書は、輸出管理統括部署から、輸出管理責任者を経て、提供・輸出を行おうとする者へ交付する。

（取引審査）

第 7 条 提供・輸出を行おうとする者が、規程第 13 条第 1 項に該当する取引を行う場合には、前 3 条に規定する確認を経て、「取引審査票」（別紙様式 2）に必要事項を記入し、確認済みの「輸出管理チェックリスト」（別紙様式 1-1、1-2）及び「該非判定書（技術）」（別紙様式 3-1）又は「該非判定書（貨物）」（別紙様式 3-2）並びにその他関係書類を添付して、輸出管理責任者に提出する。

- 2 輸出管理責任者は、取引審査票の記載内容及び関連書類の適否を確認し、輸出管理統括部署へ回付する。
- 3 輸出管理統括部署は、取引審査票の内容を審査し、必要事項を記入の上、承認又は不可について輸出管理統括責任者の決裁を得る。
- 4 輸出管理統括責任者が判定できない又は疑義のある取引審査については、輸出管理統括責任者が取引審査票に所見を記入の上、承認又は不可について輸出管理最高責任者の決裁を得る。
- 5 決裁を得た取引審査票は、輸出管理統括部署から、輸出管理責任者を経て、提供・輸出を行おうとする者へ交付する。

（外為法等に基づく許可の申請等）

第 8 条 前条の取引審査の結果、経済産業大臣の許可を受けなければならない提供・輸出については、輸出管理最高責任者から経済産業大臣に対し、許可申請を行い、技術

の提供又は貨物の輸出の許可を得る。なお、経済産業大臣への許可申請手続は、輸出管理責任者等の協力のもとに、輸出管理統括部署が行う。

2 輸出管理統括部署は、経済産業大臣の許可を得た後、輸出管理責任者を経て、提供・輸出を行おうとする者に許可証を交付する。

(技術の提供管理の徹底)

第9条 次に掲げる行為を行おうとする者は、前条までに定めるもののほか、安全保障輸出管理に関する制度を遵守するものとする。

- (1) 外国研究機関等との共同研究・受託研究等
- (2) 外国人研究者及び外国人研究者との共同研究の受入れ
- (3) 外国人留学生の受入れ
- (4) 大学間等の国際交流協定
- (5) 大学物品の海外持出し
- (6) 外国出張又は海外研修
- (7) 非居住者の本学研究施設の見学
- (8) 参加者が特定された学会又はセミナー等での発表
- (9) その他前各号に類する行為

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、輸出管理の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年2月4日から施行する。

附 則 (令和3年12月1日細則第35号)

この細則は、令和3年12月1日から施行する。

輸出管理チェックリスト（共同研究・受託研究用）

相手先名 部局・学科等
技術・貨物名 氏名

部局等確認欄	申請者
輸出管理責任者	

用途

技術を提供又は貨物を輸出しようとする場合、入手した文書又は相手先との打合せ資料、議事録等により相手先チェック及び用途チェックを行ってください。（「はい」「いいえ」どちらかに○をつけること）

<外国ユーザーリストのチェック>

1	需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか	はい	いいえ
---	------------------------	----	-----

<相手先(需要者)チェック>

1	技術の提供先又は貨物の輸出の仕向地が、輸出管理懸念国のいずれかである。 （はいと回答の場合はその該当国名の□にチェック） <input type="checkbox"/> イラン <input type="checkbox"/> イラク <input type="checkbox"/> 北朝鮮	はい	いいえ
2	技術の提供先又は貨物の輸出の仕向地が、国連武器禁輸国・地域のいずれかである。 （はいと回答の場合はその該当国名の□にチェック） <input type="checkbox"/> アフガニスタン <input type="checkbox"/> 中央アフリカ <input type="checkbox"/> コンゴ民主共和国 <input type="checkbox"/> エリトリア <input type="checkbox"/> イラク <input type="checkbox"/> レバノン <input type="checkbox"/> リビア <input type="checkbox"/> 北朝鮮 <input type="checkbox"/> ソマリア <input type="checkbox"/> スーダン	はい	いいえ
3	輸出管理懸念国に該当しない場合にあつては、相手先が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて確認すること ①核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵 ②軍用の化学製剤の開発、製造又は貯蔵 ③軍用の細菌製剤の開発、製造又は貯蔵 ④軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のため装置の開発、製造、使用又は貯蔵 ⑤その射程又は航続距離が 300km以上のロケットの開発、製造、使用又は貯蔵 ⑥その射程又は航続距離が 300km以上の無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵	はい はい はい はい はい はい	いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ

<用途チェック>

1	提供技術又は輸出貨物が次の行為に用いられる。（はいと回答の場合は該当項目の□にチェック） <input type="checkbox"/> 核兵器の開発、製造、使用又は貯蔵 <input type="checkbox"/> 軍用の化学製剤の開発、製造又は貯蔵 <input type="checkbox"/> 軍用の細菌製剤の開発、製造又は貯蔵 <input type="checkbox"/> 軍用の化学製剤又は細菌製剤の散布のため装置の開発、製造、使用又は貯蔵 <input type="checkbox"/> その射程又は航続距離が 300km以上のロケットの開発、製造、使用又は貯蔵 <input type="checkbox"/> その射程又は航続距離が 300km以上の無人航空機の開発、製造、使用又は貯蔵 <input type="checkbox"/> (1)核燃料物質、核原料物質の開発等又は核融合の研究 <input type="checkbox"/> (2)核融合に関する研究 <input type="checkbox"/> (3)原子炉又はその部分品若しくは附属装置の開発等 <input type="checkbox"/> (4)重水の製造 <input type="checkbox"/> (5)核燃料物質の加工 <input type="checkbox"/> (6)核原料物質の再処理 <input type="checkbox"/> (7)軍若しくは国防に関する事務を行う行政機関又はこれらの者から委託を受けた者が行う次の行為 <input type="checkbox"/> a. 化学物質の開発又は製造 <input type="checkbox"/> b. 微生物又は毒素の開発等 <input type="checkbox"/> c. ロケット又は無人航空機の開発等 <input type="checkbox"/> d. 宇宙に関する研究	はい	いいえ
2	輸出令別表第3の2地域向けの場合で通常兵器の開発、製造又は使用	はい	いいえ
3	用途に関して、その他の輸出管理上の懸念がある。（はいと回答の場合は該当項目の□にチェック） <input type="checkbox"/> (1)用途を明らかにしようしない。 <input type="checkbox"/> (2)通常は考えられない程に有利な条件（価格、引渡、保守等）を提示された。 <input type="checkbox"/> (3)説明された用途と相手先の研究内容等に食い違いがある。	はい	いいえ

3. 提供技術のチェック

提供技術		<input type="checkbox"/> 相手先に提供する技術なし <input type="checkbox"/> 相手先に提供する技術あり⇒下記リストに記入してください。	
区分	技 術 名 (学会等で発表するタイトルの和訳も記入ください)	適用除外の技術ですか(適用除外の該当番号(①～⑥)を記載)	該非判定
1		<input type="checkbox"/> はい(番号) <input type="checkbox"/> いいえ	
2		<input type="checkbox"/> はい(番号) <input type="checkbox"/> いいえ	
3		<input type="checkbox"/> はい(番号) <input type="checkbox"/> いいえ	
<p>・学会等で発表する際は、発表する内容を記載し、公開の学会であれば「適用除外技術 ②オ」と記載して下さい。</p> <p>・教科書、大学紹介パンフレット、市販の専門書等の提供(配布)は、記載不要です。</p> <p>・外国に持ち出すパソコン、USBメモリー等の記録媒体に格納された個別の技術資料・プログラム等についても記載してください。(パソコン搭載のOSやアプリケーション名は記載不要)</p>			
<p>【適用除外となる技術(公知の技術等)は以下のとおりです】</p> <p>① 無償の経済協力等に関する二国間協定等に基づいた技術提供</p> <p>② 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する場合で次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア.新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引</p> <p>イ.学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引</p> <p>ウ.工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引</p> <p>エ.ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引</p> <p>オ.学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手可能又は閲覧可能とすることを目的とする取引</p> <p>カ.基礎科学分野の研究活動(自然科学分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的な方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。)において技術を提供する取引</p> <p>③ 工業所有権(知的財産権)の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引</p> <p>④ 貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術であって、必要最小限のものを当該貨物の買主、荷受人又は需要者に対して提供する取引</p> <p>⑤ プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術であって、インストールや修理等のための必要最小限のもの取引</p> <p>⑥ コンピュータや通信関連貨物の設計、製造又は使用に係る市販のプログラムに関する取引</p>			
<p>【該非判定】</p> <p>・該非判定は、企画広報課において行い、手続きが必要な場合は別途連絡します。詳細な資料等を提出していただく場合がありますので、ご協力方よろしくお願いいたします。</p>			

取引審査票

<申請者記入欄>

記入日 年 月 日

(疑義のある場合のみ(最終判断者))

部局・学科名		最高責任者		統括責任者	統括部署責任者	統括部署担当者	輸出管理責任者	申請者
氏名			←					
仕向国(経路)	取引先(→ →)							
相手先 (需要者)	名称	(新規・継続)						
	所在地							
提供区分	<input type="checkbox"/> 技術資料送付 <input type="checkbox"/> ソフトウェア提供 <input type="checkbox"/> 外国人研究者受入 <input type="checkbox"/> 海外研究機関などとの共同研究・受託研究等 <input type="checkbox"/> 外国人留学生等の受入れ <input type="checkbox"/> 大学間などの国際交流協定 <input type="checkbox"/> 装置等送付 <input type="checkbox"/> サンプル・試料等送付 <input type="checkbox"/> 展示会出品 <input type="checkbox"/> その他()							
	<input type="checkbox"/> 大量破壊兵器関連 <input type="checkbox"/> 軍事関連 <input type="checkbox"/> その他 添付資料: <input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無							
提供・輸出予定日	年 月 日 ~ 年 月 日							
対価	<input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> 有償(円)							
輸出管理チェックリスト(別紙様式1)添付 : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(理由:) ・外国ユーザーリストに掲載されているか : <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・相手先チェック: 一つでも「はい」が <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ・用途チェック: 一つでも「はい」が <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
該非判定書(別紙様式2)添付: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(理由:) <技術>外為令別表: 項 号 <input type="checkbox"/> 該当(貨物等省令: 条 項 号) <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義 <貨物>輸出令別1: 項 号 <input type="checkbox"/> 該当(貨物等省令: 条 項 号) <input type="checkbox"/> 非該当 <input type="checkbox"/> 不明・疑義								
経済産業大臣からの通知	経済産業大臣から個別許可を申請すべき旨通知を受けたか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ							

<総合取引判定結果>

判定年月日	
審査管理番号	
判定: <input type="checkbox"/> 輸出管理統括責任者決裁 : <input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 取引不可(理由:) <input type="checkbox"/> 条件付取引承認 <input type="checkbox"/> 経済産業省事前相談(理由:) <input type="checkbox"/> 経済産業省個別許可申請 <input type="checkbox"/> 米国再輸出規制対応(理由:) <input type="checkbox"/> 特例により許可不要 技術 <input type="checkbox"/> 必要最小限技術() <input type="checkbox"/> プログラム特例() <input type="checkbox"/> 市販・無償の暗号プログラム() <input type="checkbox"/> その他() 貨物 <input type="checkbox"/> 無償特例() <input type="checkbox"/> 少額特例() <input type="checkbox"/> 暗号特例() <input type="checkbox"/> その他()	

<輸出管理統括責任者が判定できる疑義ある取引の場合>

輸出管理統括責任者所見:	
輸出管理最高責任者決裁	条件/指示
年 月 日	
承認・不可	

該非判定書(技術)

判定年月日 : _____
 部局・学科等 : _____
 氏 名 : _____

部局等確認欄	申請者
輸出管理責任者	
年 月 日	
印	

技術の名称及び内容 (品番・型名含む)			
仕様等 (明細添付可)			
技術の分類	<input type="checkbox"/> 設計技術	<input type="checkbox"/> 製造技術	<input type="checkbox"/> 使用技術 <input type="checkbox"/> プログラム
該非判定結果 外国為替令別表 1から15までの項	<input type="checkbox"/> 該当	項番: _____ 項 号 _____ 省令: _____ 条 項 号 _____	
	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 対象項番有(項番 _____ 項 号 _____) <input type="checkbox"/> 対象項番無: 対象外	
	<input type="checkbox"/> 対象外	当該技術が、外国為替令別表の第1の項から第15までの項のいずれの項にも記載されていない。	
	判定根拠 (エビデンス添付)	<input type="checkbox"/> メーカーの該非判定書 <input type="checkbox"/> カタログ・仕様書等 <input type="checkbox"/> 技術資料 <input type="checkbox"/> パラメータシート <input type="checkbox"/> 項目別対比表 <input type="checkbox"/> その他(_____)	

提供しようとする技術に関連する貨物の該非判定

関連貨物名			
該非判定	<input type="checkbox"/> 該当	項番: _____ 項 号 _____ 省令: _____ 条 項 号 _____	
	<input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 対象項番有(項番 _____ 項 号 _____) <input type="checkbox"/> 対象項番無: 対象外	
	<input type="checkbox"/> 対象外	輸出貿易管理令別表の第1の項から第15までの項のいずれの項にも該当する品目がない。	

上記、該非判定結果を確認する。

該非確認No.: _____

輸出管理統括部署確認欄	
統括部署責任者	担当者
年 月 日	年 月 日
印	印

